平成２３年（フ）第４８５０号
大阪府東大阪市新庄３丁目４番５号
破産者　木本茂夫こと　朴　　茂夫
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２０１号
大阪府吹田市原町４丁目15番６号
破産者　瀬戸口裕久
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０号
大阪府交野市松塚26番４号
破産者　横田　　進
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５１号
大阪市生野区巽南２丁目４番25―210号、開始決定時大阪市生野区巽中３―16―33　岡谷利子方
破産者　キャロットことにんじんこと金谷光子こと　夫　　光子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７８号
大阪市西区立売堀５丁目１番11―1110号
破産者　藤原　　一
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９３号
大阪府枚方市養父丘１丁目２番21号
破産者　中村　　貴
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７８号
大阪市港区港晴２丁目７番１―222号　井上方、前住所大阪市東淀川区豊新１丁目１番23号
破産者　西川　誠二
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６８９号
大阪府東大阪市寿町１―２―25　大野ビル４C、住民票上の住所大阪市西成区出城２丁目２番12―505号
破産者　道繁　孝治
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８５０号
大阪市北区天神橋１丁目７番４号プレジデント天神橋503号、開始決定時大阪市西区本田３丁目５番８号202
破産者　千田隆一郎
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０２１号
大阪市鶴見区浜２丁目２番16―901号、前住所大阪市鶴見区浜３丁目４番20号
破産者　森竹　秀雄
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６１号
大阪府寝屋川市春日町19番19―105号、前住所大阪府寝屋川市高柳３丁目２番18号
破産者　井上由美子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４４号
大阪府東大阪市東石切町４丁目９番20号、前住所大阪府大東市中垣内１丁目15番10号
破産者　西起放電こと　永田　　彰
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４６号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目６番１号
破産者　北村　淳也
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４９号
大阪府門真市舟田町34番８号、開始決定時の住所大阪府高槻市川添１丁目７番２号
破産者　谷口　　彰
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１７１号
大阪市大正区鶴町１丁目９番11号
破産者　小石富一郎
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２２１号
奈良市小倉町382番地
破産者　猪井　正博
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４５２号
堺市北区東雲東町１―７―23　２階西Ⅱ号、住民票上の住所堺市南区高倉台３丁１番８―107号
破産者　乾水道設備こと　乾　　隆延
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
大阪府河内長野市南青葉台33番３号
破産者　北野　敏幸
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
堺市南区原山台５丁３番１―1006号、前住所大阪府和泉市伏屋町２丁目１番15号
破産者　坂元　正秀
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係